

令和 4年 4月 11日

学生・教職員各位

副学長（研究設備・環境担当） 中 建介
環境科学センター長 前田 耕治

【改正版】 絵の具などの流し等での洗浄禁止について（警告）

令和4年2月9日付メールにて通知しました標記措置について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

■■禁止事項■■

塗料等（水彩絵具、アクリル絵具、ジェッソ、ポスターカラー、塗料、油性絵具）を絶対に流し等に放流しないように注意してください。流しでの筆や器具等の洗浄も禁止です。

■■予防措置■■ <= 改正しました

塗料を含む筆洗水は、水性塗料処理剤で分離回収し、きれいなる過水のみを排水してください。筆や刷毛は紙で拭き取り、流しで洗わないようにしてください。

■■禁止理由■■

塗料には鉛やクロムなどの有害重金属が高濃度で含有しています。少量でも排水に混入すると法律（水質汚濁防止法、下水道法）で規制されている濃度を大幅に超えます。

■■背景■■

東部構内最終排水口において、令和3年10月12日に0.13 mg/L、12月7日には0.550 mg/Lなど規制値の5倍以上の高濃度鉛が検出されました。京都市の立入検査でも規制値を大幅に超えた濃度で検出され、注意、警告を受けるに至っています。万が一、次に規制超過などが確認され、京都市から警告以上の指導を受けることになった場合、本学に排水停止命令が下される可能性があります。

問合せ先（課外活動団体関係）

学生支援・社会連携課学生生活係

電話: 075-724-7144 E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp

本件問合せ先

環境科学センター副センター長 布施 泰朗

電話: 075-724-7982 E-mail : kankyo@kit.ac.jp

施設環境安全課副課長 西村 正孝

電話: 075-724-7082 E-mail : setsubi@jim.kit.ac.jp

令和 4年 2月 9日

学生・教職員各位

特命理事・副学長（施設・環境）担当理事 堤 直人
環境科学センター長 前田 耕治

絵の具などの流し等での洗浄禁止について（警告）

■■禁止事項■■

水彩絵具、ポスターカラー、水性アクリル絵具、水性塗料などを絶対に流し等に放流しないように注意してください。流しでの筆や器具等の洗浄も禁止です。

■■予防措置■■

使用済みの絵具廃水は東1号館男子トイレ横（3階）に設置してあるポリ容器に2回洗浄液まで廃液として貯蔵してください。筆や刷毛は紙で拭き取り、流しで洗わないようにしてください。

■■禁止理由■■

これらには鉛やCrなど有害重金属類が高濃度で含有しています。少量でも排水に混入すると法律（水質汚濁防止法、下水道法）で規制されている濃度を大幅に超えます。

■■背景■■

東部構内最終排水口において 令和3年10月12日に0.13 mg/L、12月7日には0.550 mg/L など規制値の5倍以上の高濃度鉛が検出されました。京都市の立入検査でも規制値を大幅に超えた濃度で検出され、注意、警告を受けるに至っています。万が一、次に規制超過などが確認され、京都市から警告以上の指導を受けることになった場合、本学に排水停止命令が下される可能性があります。

問い合わせ先

環境科学センター副センター長 布施 泰朗

内線 7982 E-mail : kankyo@kit.ac.jp

施設環境安全課副課長 西村 正孝

内線 7082 E-mail : setsubi@jim.kit.ac.jp